

研修中の生活費等を確保したい

就農準備資金

農業技術等研修中に、資金を交付します。
(年間最大150万円、最長2年間)



都道府県等が認めた研修機関等で研修を受ける方で、次の要件を満たす方が対象です。

【交付要件】

- ① 就農予定時の年齢が、**原則49歳以下**で次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を有している方
- ② 研修機関等で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修を受ける方
- ③ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する方(親元就農する場合、就農後5年以内に経営を継承、法人の(共同)経営又は独立・自営就農すること)
※雇用就農(期限の定めのない又は通算5年以上の雇用契約の締結、研修終了後5年以内に独立自営就農又は法人の共同経営者)
- ④ 常勤(週35時間以上で継続的な労働)の雇用契約を締結していない方
- ⑤ 失業給付等、国の他の事業と重複で交付を受けていない方、また、過去に本事業等による資金交付を受けていない方
- ⑥ 独立・自営就農する場合は、就農後(親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合は、経営開始後)5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる方
- ⑦ 申請時において前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。)全体の所得が600万円以下の方(支援対象とすべき切実な事情があると認められた場合を除く。)
※世帯所得は地方税法上の合計所得金額で給与・年金等の総所得金額、申告分離課税・山林・退職所得金額を含む。
- ⑧ 研修中の事故によるけが等に備えた傷害保険に加入する方
- ⑨ 資金交付を受けている期間内に農業経営人材育成研修プログラム等を受講・修了すること

◆ 次の場合は返還となります。

- ① 研修を途中で中止、又は休止した場合
- ② 研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ③ 適切な研修を行っていないと判断された場合
- ④ 研修終了後1年以内に**原則49歳以下**で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ⑤ 親元就農者が就農後5年以内に農業経営を継承、又は独立・自営就農しなかった場合並びに親元就農者が確約書で確約したことを実施しなかった場合
- ⑥ 独立・自営就農者が、就農後(親元就農後、5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後)5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- ⑦ 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間継続しなかった場合又はその間の農業従事日数が一定未満(例:年間150日かつ年間1,200時間)の場合
- ⑧ 就農状況報告、住所等変更報告、就農届等の報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ⑨ 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合